

令和6年度

# アフタースクール入所のご案内

保護者が労働等により放課後家庭にいない児童が、安全安心に『放課後』を過ごすことができるよう、アフタースクール入所申請を受付します。

この「入所のご案内」を最後までお読みいただき、入所をご希望の方は、申請書を提出してください。

## 【はじめに】

近年、アフタースクール入所希望の方が急増しており、支援員配置、教室面積等の都合上、どうしても受入れが困難な状況が生じる可能性があります。原則、低学年（1年生）からの優先入所とし、入所の可否が分かれる学年での抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

- ◆ 抽選は、入所可否が分かれる学年のみです。それより上の学年は待機となります。
- ◆ 入所できなかった場合は、定員に空きが生じてから入所のご案内となります。

## 【お願い】

受入れ可能な人数には限りがありますので、高学年でお留守番のできる方は申請をご遠慮いただくなど、ご協力をお願いします。

受付期間	<b>【令和5年10月2日(月)～10月31日(火)まで】</b>						
提出場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育・保育課窓口（市役所5階）：月曜日～金曜日（8：30～17：00） ※窓口で相談を希望する場合は、事前に電話で予約してください。</li><li>・入所を希望するアフタースクール 月曜日～金曜日（14：00～18：00） 土曜日（7：45～18：00）※土曜日は閉所の場合がありますので、事前に電話で確認してください。 ※なるべく混雑する時間（17：30～18：00）をさけてください。</li><li>・郵便受付 ※10月31日<b>必着</b>。郵便に日数を要していますので早めにご投函ください。 ごきょうだいで申請される場合は、同じ方法でまとめて提出してください。</li></ul>						
郵送先・お問合せ	<table border="0"><tr><td>郵送先</td><td>〒673-0490 三木市上の丸町 10-30</td></tr><tr><td></td><td>三木市教育委員会 教育・保育課アフタースクール係</td></tr><tr><td>お問合せ</td><td>電話番号：82-2000（内線 3598・3599）</td></tr></table>	郵送先	〒673-0490 三木市上の丸町 10-30		三木市教育委員会 教育・保育課アフタースクール係	お問合せ	電話番号：82-2000（内線 3598・3599）
郵送先	〒673-0490 三木市上の丸町 10-30						
	三木市教育委員会 教育・保育課アフタースクール係						
お問合せ	電話番号：82-2000（内線 3598・3599）						
申請書類ダウンロード	<a href="https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/64/61743.html">https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/64/61743.html</a>						

## 1 入所対象となる児童

三木市内在住の小学生で、下記の場合が対象となります。

- (1) 保護者等が労働等により昼間家庭にいない場合
  - (2) 保護者等が健康上の理由により昼間家庭にいても児童の監護ができない場合
  - (3) 産前産後それぞれ8週間以内の場合（利用可能期間は産前8週の属する月から産後8週の属する月まで。出産予定日は産前期間に含みます。育児休業中は利用できません。）
- ◆ アレルギーなど健康上の留意や、生活支援が必要な児童については、受け入れ準備をする必要がありますので事前に申し出てください。また、面談をさせていただく場合があります。

## 2 開設期間など

- (1) 開設期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで  
※4月1日、3月31日はお休みです。  
※新1年生も入学式前（4月2日）から利用できます。
- (2) 開設日 下記休業日を除く月曜日から土曜日まで  
◆ 土曜日は、原則として就労証明書に土曜日の勤務が明記されているご家庭のみで、別途負担金（500円／1回）が必要です。
- (3) 開設時間 下校時～午後6時まで  
◆ 土曜日・春・夏・冬休み及び振替による学校休業日は、午前7時45分～午後6時  
◆ 延長保育を利用される場合は午後6時～午後7時（別途負担金2,000円/月）
- (4) その他  
◆ 降所や学校休業日の登所は保護者等成人による送迎が必要です。  
◆ 児童の安全確保の観点から、開所時間前の送り込みはおやめください。  
◆ 土曜日、延長保育を希望される場合は、入所決定後に申込みをしてください。

## 3 休業日

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 8月13日から8月15日までの日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 4月1日、3月31日
- (5) 市長が特に必要と認めた日



## 4 保護者負担金等

- (1) 保護者負担金 (月額) 7,000円 (口座振替)
- (2) おやつ代・諸費 (月額) 2,000円 (現金支払 アフタースクールへ手渡し)
- (3) 保険代 (スポーツ保険代) 〈年額〉 800円 (口座振替、途中入所は現金支払)

※アフタースクール保護者負担金口座振替（自動払込）利用申込書（所定の様式）は、入所許可通知に同封して送付しますので、金融機関に持参し、口座振替の手続きを行ってください。

なお、継続の方は不要です。

※保護者負担金・延長保護者負担金は毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落とします。

- ◆ 保険加入は必須です。手続きの都合上、入所キャンセルの場合でもキャンセル申出の時期によっては、保険料のご負担が発生しますのでご注意ください。ただし、同一年度内の場合は、それ以降に再度の入所申請をされても保険料の負担は必要ありません。
- ◆ 延長保育を利用される場合は、延長保護者負担金（月額2,000円）が加算されます。
- ◆ 保護者負担金、おやつ代・諸費は月額単位となりますので、月の途中での入退所や、利用日数が少ない場合であっても、原則全額納入していただくこととなり、日割り計算はできません。保険料は年額単位となります。
- ◆ 保護者負担金の減免制度があります。申請受付は例年6月中旬頃です。詳しくは、6月上旬頃アフタースクールからお知らせいたします。

## 5 提出書類等

- (1) **入所申請書** 児童1人に対し申請書1通が必要。裏面も必ず記入してください。
- (2) **就労証明書** 同居（世帯分離している場合も含む）で働いておられる親族等全員分。必要事項が記載されていれば、勤務先の様式可。児童2人目からは（写）で可。自営業（農業含む）等の方は、ご自身で記入してください。
- (3) **入所申請に当たっての確認事項** 文面をよくお読みいただき、署名してください。
  - ◆ 就労証明書の期間内の提出が難しい場合は、「入所申込理由書」にその旨をご記入のうえ提出してください。後日、なるべく早く就労証明書を提出してください。
  - ◆ 令和6年度中に市内保育所・認定こども園等に入所予定の弟妹がいる場合は、お申し出により保育所等に提出した就労証明書を使用できます。「入所申込理由書」に「〇〇こども園に提出した就労証明書を使用します」とご記入ください。
  - ◆ 求職中、療養中、入院中、障がい者の方などで仕事をされておらず、就労証明書が提出できない方や、就労証明書の提出が遅れる場合は、「三木市アフタースクール入所申込理由書」にその旨を具体的にご記入のうえ提出してください。
- (4) **その他の注意事項**
  - ◆ 申請書類は、教育委員会（教育・保育課）及び市内各アフタースクールにあります。また、市ホームページからもダウンロードができます。
  - ◆ 継続入所の方も、上記の期間に申請してください。毎年度、申請が必要です。
  - ◆ FAX、電子メールでの申請は受付していません。

## 6 入所の決定について

- (1) **入所の可否は次の日程で保護者宛に文書にて通知します。**
  - （入所の可否） → 2月上旬
  - （入所説明会） → アフタースクールごとに日時を決定
- (2) **過去のアフタースクール保護者負担金に未納がある場合は、入所できません。**
- (3) **入所決定までに、必要に応じて面談をさせていただく場合もありますのでご了承ください。**
- (4) **次の場合、入所決定を取り消すことがあります。**
  - ①入所児童が、入所基準に該当しなくなった場合
  - ②定められた保護者負担金を滞納した場合
  - ③定められた実費徴収金（おやつ代・諸費）を滞納した場合
  - ④申請書類に虚偽があった場合

⑤申請事項に変更があったにも関わらず、届け出なかった場合

⑥その他、アフタースクールの管理運営上支障をきたす事象が生じた場合

## 7 その他

- (1) 募集期間以降の申請は、ご希望の日程で入所できない場合があります。
- (2) 通所及び帰宅途中の安全は、保護者の方の責任において確保してください。
- (3) アフタースクールは保護者等成人による迎えが原則です。保護者等による迎えが困難な場合は、子育ての援助活動を実施しているファミリーサポートセンターにご相談ください。(三木市末広1丁目6-46 TEL 82-2395)  
※会員による相互援助活動です。利用には事前登録とマッチングが必要です。
- (4) 入所許可書を受け取ってから、利用のキャンセルをされる場合は、2月末までに入所許可書を返却ください。(返却が遅れる場合は、必ず電話で教育・保育課へ連絡してください。)
- (5) 校区外申請をされている方(申請予定の方)は申し出てください。

## 8 募集アフタースクール

アフタースクール	開設場所		連絡先
三 樹	三木市末広1丁目10-8	【三樹小学校内】	82-3173
平 田	三木市平田300	【旧平田幼稚園内】	82-7400
三 木	三木市大塚2丁目4-39	【三木小学校内】	82-6355
別 所	三木市別所町西這田573	【別所小学校内】	83-0767
志 染	三木市志染町御坂586	【志染小学校内】	87-3326
口 吉 川	三木市口吉川町殿畑680	【旧口吉川幼稚園内】	88-1800
豊 地	三木市細川町豊地196	【豊地小学校内】	86-1300
緑 が 丘	三木市緑が丘町西1丁目10-8	【緑が丘小学校内】	85-1990
緑 が 丘 東	三木市緑が丘町東4丁目45	【緑が丘東小学校内】	84-2355
自 由 が 丘	三木市志染町中自由が丘3丁目70	【自由が丘小学校内】	85-1431
自由が丘東	三木市志染町四合谷67-2	【旧自由が丘東幼稚園内】	85-5504
広 野	三木市志染町広野2丁目107-1	【広野小学校内】	85-7501
よ か わ	三木市吉川町みなぎ台1丁目31-3	【吉川小学校内】	73-1045